

# 大分県報

令和元年  
第五二号  
十一月一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 土地改良法による換地処分……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 宅地建物取引業法による公開聴聞……………一

### 公告

- 土地改良区の役員（二件）……………二
- 土地改良区の役員（二件）……………三
- 公共測量の実施（二件）……………三

## ○告示

### 大分県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営集落基盤整備事業宇佐西部地区清水工区の換地処分をした。

令和元年十一月一日

大分県知事 広瀬勝貞

### 大分県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

令和元年十一月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
一般国道二一三号	杵築市大字猪尾字中道四八二番一地从先から杵築市大字猪尾字中道一九九番一地先まで	A メートル 五四・〇 一六・〇	A 三三二・〇	三六・五 一八・〇	三三二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

### 大分県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二一三号	杵築市大字猪尾字中道四八二番一地从先から杵築市大字猪尾字中道一九九番一地先まで	令和元年十一月一日

### 大分県告示第二百六十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和元年十一月一日

大分県報（告示）

一日 時 令和元年十一月十一日(月) 午後四時 大分県知事 広 瀬 貞  
 二場 所 大分市府内町三丁目十番一号 大分県庁舎別館八階 八一会議室  
 三 被聴聞者  
 1 商 号 上村不動産株式会社  
 2 代表者氏名 代表取締役 上村 耕 司  
 3 主たる事務所 大分県大分市弁天一丁目五番十七号トランプビル弁天  
 4 免許番号 大分県知事(二)第三千三十八号  
 5 免許年月日 平成二十八年八月二日

○公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、明正土地改良区(豊後大野市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年十一月一日

大分県知事 広 瀬 貞

(退任役員)

役名 氏名 住所

監事 河原正六 豊後大野市緒方町鮎川二〇九五番地

(就任役員)

役名 氏名 住所

監事 西幸徳 豊後大野市緒方町鮎川一四七四番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、武蔵町第一土地改良区(国東市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年十一月一日

大分県知事 広 瀬 貞

(退任役員)

役名	氏名	住所
理事	三浦教人	国東市武蔵町丸小野四九三番地
〃	長廣光男	〃武蔵町丸小野一七一六番地二
〃	元永土人	〃武蔵町麻田二〇八五番地二
〃	菅田純一	〃武蔵町麻田七六一番地一
〃	四丸徳	〃武蔵町狭間四四番地
〃	竹田津和儀	〃武蔵町吉広一四一三番地二
〃	末綱藤美	〃武蔵町吉広三一九番地一
〃	平塚一光	〃武蔵町手野一四三四番地一
〃	藤嶋英好	〃武蔵町手野一九四二番地
〃	厚田庄治郎	〃武蔵町成吉七〇二番地
〃	林志津夫	〃武蔵町志和利二六番地
〃	瀧口睦雄	〃武蔵町三井寺八一〇番地
〃	大塚金治	〃武蔵町内田五九〇番地
〃	本田幸一	〃武蔵町池ノ内三九八番地
〃	末清源一	〃武蔵町糸原二二六八番地一
〃	園田隆	〃武蔵町糸原一六八二番地
〃	成原美治	〃武蔵町小城三三〇番地一
監事	高井利則	〃武蔵町麻田七六七番地
〃	厚田博士	〃武蔵町成吉六八三番地
〃	辻榮一	〃武蔵町糸原一四八九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、日田市土地改良区（日田市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和元年十一月一日	〃	大塚定博	〃	武蔵町池ノ内一三二番地
	〃	有次憲司	〃	武蔵町内田四八二番地
	監事	林典央	〃	武蔵町志和利五番地
	〃	西村俊哉	〃	武蔵町小城三二三番地
	〃	河野久孝	〃	武蔵町糸原一七〇五番地
	〃	末清弘己	〃	武蔵町糸原一〇六七番地
	〃	一丸政春	〃	武蔵町池ノ内三九四番地一
	〃	穴見清敏	〃	武蔵町内田六三三番地一
	〃	相部謙二	〃	武蔵町三井寺五三一番地
	〃	花木和義	〃	武蔵町志和利四二八番地
	〃	厚田庄治郎	〃	武蔵町成吉七〇二番地
	〃	藤嶋英好	〃	武蔵町手野一九四二番地
	〃	滝口俊介	〃	武蔵町手野一〇四三番地
	〃	末綱藤美	〃	武蔵町吉広三一九番地一
	〃	清原米蔵	〃	武蔵町吉広一九三三番地
〃	四丸徳	〃	武蔵町狭間四四番地	
〃	井平直人	〃	武蔵町麻田四四八番地	
〃	元永土人	〃	武蔵町麻田二〇八五番地二	
〃	橋下義生	〃	武蔵町丸小野一九三〇番地	
理事	岩本明弘	〃	国東市武蔵町丸小野一三四七番地	

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり中津市長から公共測量の実施について通知があった。 令和元年十一月一日	大分県知事 広瀬勝貞		
	役名 理事	氏名 日高勝利	住 所 日田市田島二丁目二番四二号
	測量法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、日田市土地改良区（日田市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和元年十一月一日		
一 作業の種類 公共測量（デジタル航空写真撮影）	大分県知事 広瀬勝貞		
二 作業の地域 中津市	大分県知事 広瀬勝貞		
三 作業の期間 令和元年十月二日から令和二年七月三十一日まで	大分県知事 広瀬勝貞		
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量の実施について通知があった。 令和元年十一月一日	大分県知事 広瀬勝貞		
一 作業の種類 公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量）	大分県知事 広瀬勝貞		
二 作業の地域 豊後高田市呉崎地内	大分県知事 広瀬勝貞		
三 作業の期間 令和元年十月九日から令和二年一月十四日まで	大分県知事 広瀬勝貞		